

昭和四十五年法律第四十八号

著作権法

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則
第一節 通則（第一条～第五条）
第二節 適用範囲（第六条～第九条の二）
第三節 権利の内容
第四節 著作者の権利（第十一条～第十三条）
第五節 著作権に含まれる権利の種類（第二十一条～第二十八条）
第六節 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九条）
第七節 著作権の制限（第三十条～第五十条）
第八節 保護期間（第五十一条～第五十八条）
第九節 著作者人格権の一身専属性等（第五十九条～第六十条）
第十節 著作権の譲渡及び消滅（第六十一条～第六十二条）
第十一節 権利の行使（第六十三条～第六十六条）
第十二節 裁定による著作物の利用（第六十七条～第七十条）
第十三節 登録（第七十五条～第七十八条の二）
第十四節 出版権（第七十九条～第八十八条）
第十五節 著作隣接権（第八十九条～第九十条）
第十六節 実演家の権利（第九十条の二～第九十五条の三）
第十七節 レコード製作者の権利（第九十六条～第九十七条の三）
第十八節 放送事業者の権利（第九十八条～第一百条）
第十九節 第一百条の五

第六節 保護期間（第一百一条）
第七節 実演人格権の一身専属性等（第一百二条の二～第一百一条の三）
第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録（第一百二条～第一百四条）
第九節 著作権等の制限による利用に係る補償金（第一百四条～第一百六条）
第十節 授業目的公衆送信補償金（第一百四条の二～第一百四条の十）
第十一節 図書館等公衆送信補償金（第一百四条の十～第一百四条の十八）
第十二節 紛争処理（第一百五条～第一百十一条）
第十三節 権利侵害（第一百十二条～第一百十八条）
第十四節 賞罰則（第一百十九条～第一百二十四条）
附則

第一章 総則
第一節 通則
（目的）
第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に關し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の發展に寄与することを目的とする。（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、學術、美術又は音楽の範囲に屬するものをいう。
二 著作者 著作物を創作する者をいう。
三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。）をいう。
四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
五 レコード 蕎音機用音盤、錄音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とするものを除く。）をいう。
六 レコード 製作者 レコードに固定されてもに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。
八 放送 同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次の一からハまでに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不當に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴するこれが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。
九 放送番組 及び有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内）でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。
イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置に情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。
ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置に情報が記録された記録媒体として変換し、又は当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を入力すること。
ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置としてあること。
九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送を受信する。（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行つこと。

九の九 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送を受信する。（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行つこと。
九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送を受信する。（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行つこと。
九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次の一からハまでに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不當に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴するこれが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。
九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。）を行つこと。
九の五 放送番組 及び有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内）でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。
九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。
九の三 有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。
九の二 有線放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。
九の一 放送事業者 放送を業として行う者をいふ。

の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

3 二次の著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二条から第二十四条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著作物は、公表されたものとみなす。

4 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

5 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者は又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。（レコードの発行）

第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）において、発行されたものとする。（条約の効力）

第五条 著作者の権利及びこれに隣接する権利に限る、この法律による保護を受ける。による。

第二節 適用範囲

（保護を受ける著作物）

第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物	二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものとみなす。）
三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物	四 初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものとみなす。
五 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物	六 初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものとみなす。
七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演	八 初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものとみなす。

九 世界貿易機関の加盟国において行われる実演	一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物
一 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの
二 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げるレコード
三 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）
四 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
五 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	六 前各号に掲げるレコードに固定された実演
六 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
七 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	八 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）	一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物
イ 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	二 レコードでこれに固定された実演
ロ 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	三 前二号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる放送
四 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	四 第九条の二有線放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。
五 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	五 前各号に掲げる有線放送
六 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	六 前各号に掲げる有線放送
七 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	七 前各号に掲げる有線放送
八 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	八 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

九 レコードでこれに固定された実演	一 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送
一 実演家等保護条約の締約国における放送設備から行われる放送	二 音楽の著作物
二 音楽の著作物	三 舞踊又は無言劇の著作物
三 舞踊又は無言劇の著作物	四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物	五 建築の著作物
五 建築の著作物	六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表
六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表	七 映画の著作物
七 映画の著作物	八 写真の著作物
八 写真の著作物	九 プログラムの著作物
九 プログラムの著作物	一 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

3 第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するためには、次の各号に定めるところによる。	第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するためには、次の各号に定めるところによる。
一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。	一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。	二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。	三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。

（二次的著作物）	四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するものに、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
（編集著作物）	第五条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
第十二条 編集物（データベースに該当するもの）	第六条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著者の権利に影響を及ぼさない。（データベースの著作物）	第七条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

（データベースの著作物）	第八条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
第十二条の二 データベースでその情報の選択又は体的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。	第九条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著者の権利に影響を及ぼさない。	第十条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。
（データベースの著作物）	第十一条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

（著作者の権利）	四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの（裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政手続による利用をさせる旨の決定の時までに該著作物の著作者が別段の意思表示を行わるもの）の履行をも要しない。
（公表権）	五 前二号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、國若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。
（著作者人格権）	六 前二号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、國若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

第七十条 著作者は、その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された

著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示することを含む。）	一 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物について同意したものと推定する。
二 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。	二 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。
（著作者の権利）	三 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。
（著作者の権利）	四 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。

（著作者の権利）	五 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。
（著作者の権利）	六 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。
（著作者の権利）	七 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。
（著作者の権利）	八 その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）を原著作物とする二次的著作物の権利を有する。

第七十条 著作者は、その著作物でまだ公表されたいいもの（その同意を得ないで公表された）

例の規定により地方公文書館等の長（地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をい、地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（含む。）。

四 その著作物でまだ公表されていないものを、国立公文書館等に提供した場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

五 その著作物でまだ公表されていないものを、地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

六 その著作物でまだ公表されていないものを、地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

七 その著作物でまだ公表されていないものを、地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

八 その著作物でまだ公表されていないものを、地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、若しくは提示すること。

二 独立行政法人等情報公開法第五条の規定により独立行政法人等が同条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを、公衆に提供し、又は提示すること。

三 情報公開条例（公文書管理条例第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないものを、公衆に提供し、又は提示すること。

四 情報公開条例（公文書管理条例第十九条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

五 情報公開条例（公文書管理条例第二十条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

六 情報公開条例（公文書管理条例第二十一条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

七 情報公開条例（公文書管理条例第二十二条第一項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

いないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

六 公文書管理条例第十六条第一項の規定により地方公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

七 公文書管理条例（公文書管理条例第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

八 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

四 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

五 情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第七条の規定に相当するものにより地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

六 公文書管理条例第十六条第一項の規定により地方公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

七 公文書管理条例（公文書管理条例第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

八 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないものを（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示すること。

著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

三 公文書管理条例（公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

四 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

五 同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

六 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

七 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものによる改变

三 特定の電子計算機においては実行しないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするため必要な改変並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

五 著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

一 行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示するとき。

二 行政機関情報公開法第六条第二項の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

三 公文書管理条例（公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

四 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

五 同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

六 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

七 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものによる改変

八 第二十五条著者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。（口述権）

九 第二十六条著者は、その映画の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれら原作品により公に展示する権利を専有する。（頒布権）

一〇 第二十七条著者は、その複製物により頒布する権利を専有する。（複製権）

一一 第二十八条著者は、映画の著作物において複製され、その著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。（譲渡権）

一二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁判又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けた公衆に譲渡された著作物の複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少數の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

（翻訳権、翻案権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

（一次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

第二十八条 一次的著作物の原著作物の著作者は、当該一次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該一次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する映画製作者の権利）

第二十九条 映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に對し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）

3 除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

三 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者が有線放送又は放送同時専ら有線放送事業者が有線放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

三 その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者が有線放送する権利

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用者が複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに關する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うこと

ことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものと除く。）

四 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を付随して対象となる事物又は音（以下この項において「複製伝達行為」という。）に付隨して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等）一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付隨対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が輕微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付隨対象著作物」という。）は、当該付隨対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付隨対象著作物等の当該複製伝達対象事務等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付隨対象著作物が果たす役割その他要素に照らし正当な範囲内において「作成伝達物」としての利用が認められる場合に限り、当該複製伝達行為に伴つて、いづれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害するところとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付隨対象著作物は、当該付隨対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いづれの方法によるかを問わず、著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（検討の過程における利用）

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁判を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁判を受けた過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限

る記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行ふ者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

（付隨対象著作物の利用）

第三十一条の二 写真的撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付隨して「複製伝達行為」という。）を行つて当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付隨して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等）一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付隨対象事物等」という。）に付隨して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等）一部を構成するものとして対象となる事物又は音（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が輕微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付隨対象著作物」という。）は、当該付隨対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付隨対象著作物等の当該複製伝達対象事務等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付隨対象著作物が果たす役割その他要素に照らし正当な範囲内において「作成伝達物」としての利用が認められる場合に限り、当該複製伝達行為に伴つて、いづれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害するところとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付隨対象著作物は、当該付隨対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いづれの方法によるかを問わず、著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（検討の過程における利用）

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁判を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁判を受けた過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限

度において、いざれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができます。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不適に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）

の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いざれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不適に害することとなる場合は、この限りでない。

一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合

二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

（図書館等における複製等）
第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第一百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計

資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部

の複製物の提供が著作権者の利益を不適に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部

の複製物を一人につき一部提供する場合

して政令で定めるものにあつては、その全部の複製物を一人につき一部提供する場合

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つてること。
二 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じてること。

三 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第四十四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不適に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、その全部）について、次に掲げる行為を行ふことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合においては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第八条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不適に害することとなる場合は、この限りでない。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じてること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定めた措置を講じてないこと。

六 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

七 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

八 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行うものに限る。以下この項及び次項における「自動公衆送信」といいう。）を行うこと。

九 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者は、次に掲げる行為を行うことができる。当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者があることを識別するための措置を講じていること。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するための必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的には家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

て文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）

利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該の複製物の提供が著作権者の利益を不適に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部の複製物を作成し、当該複製物を提供する限りにおいて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いすれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受け取る対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いすれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受け取る対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

一 利用者が自ら利用するための必要と認められる限りにおいて、自動公衆送信する業務に適正に実施するための責任者が置かれていること。
二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つてること。
三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じてること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じてすること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定めた措置を講じてないこと。

六 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

七 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

八 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行うものに限る。以下この項及び次項における「自動公衆送信」といいう。）を行うこと。

九 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者は、次に掲げる行為を行うことができる。当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者があることを識別するための措置を講じていること。

一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するための必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的には家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロイに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の當利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の

公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、當利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

第十八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版

等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認められた資料を除いたものをいう。

前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道・批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

国等の周知的資料は、説明の材料として新聞・雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育的目的上必要と認められる限度において、教科用図書(学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)に掲載することができる。

前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用

途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならぬ。

前項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四条第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する

場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により教科用図書に代えて使用することができる。

前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする

者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

文化庁長官は、前項の算出方法を定めたとき

は、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

前項の規定により教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用するこ

とができる。

前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

文化庁長官は、前項の算出方法を定めたとき

は、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

前項の規定により教科用図書に掲載された著作物は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

文化庁長官は、前項の算出方法を定めたとき

は、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

前項の規定により公衆送信を行ふ場合には、他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成

しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、營利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定す

る補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

前項の規定は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することができる。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不當に害することとなる場合は、この限りでない。

前項の規定により公衆送信を行ふ場合には、

同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業が直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(試験問題としての複製等)

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合は、これはインタークーネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。)

前項において受信することを目的として行われるものを行うことができる。ただし、当該放送が定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第十四条第二項第二号に規定する放送対象地域(放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これ

が定められていない放送にあつては、電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第十四条第二項第二号に規定する放送区域をいう。)において受信されることを目的として行われるものを行う。以下同じ。)を行い、又は放送同時配信(放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。)を行い、及び当該放送番組又は有線放送番組用の教材に掲載するこ

とができる。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

の旨を著作権者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

前項の規定により著作物を利用する者は、そ

は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）に関する審査若しくは調査事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

2 著作物は、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行う前項各号に掲げる手続のために必要と認められる場合は、その必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。（ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。）

（行政機関情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の三 行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人は、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法第一項（同項の規定に基づく政令の規定）

を含む。）に規定する方法、独立行政法人等情報を公開法第十一条第一項に規定する方法（同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方）（行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。）に開示するためには、必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。（ただし、当該著作物を利することができる限り、当該著作物を複製することができる。）

2 第四十二条の四 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

3 第四十二条の四 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。

4 第四十二条の四 国立国会図書館法によるインターネット資料（及びオンライン資料の収集のための複製）

2 第四十三条 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該各号において「インターネット資料」という。又は同法第二十五条の四第三項の規定により同項に規定するオンライン資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができ

る。

2 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害すことなく、これらの著作物を公に展示する者（以下この条において「原作品展示者」という。）は、観覧者のためにこれらの展示する著作物（以下この条及び第四十七条の六第二項第一号において「展示著作物」という。）の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うための手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

3 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物に規定する権利を害すことなく放送同時配信等ができる著作物を、自己の放送同時配信等のために、自分の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

4 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物は、録音又は録画の後六月（その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送、有線放送又は放送同時配信等があつたときは、その放送、有線放送又は放送同時配信等の後六月）を超えて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）

2 第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの中の著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合に、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数に必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。（ただし、当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うための手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。）

3 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物に規定する権利を害すことなく、当該展示著作物の原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合に、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数に必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。（ただし、当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うための手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。）

2 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物に規定する権利を害すことなく、当該展示著作物の原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合に、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数に必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。（ただし、当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うための手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。）

3 第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物に規定する権利を害すことなく、当該展示著作物の原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合に、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数に必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。（ただし、当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うための手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。）

掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関する第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第二項

二 前条第二項の規定により公衆提供等著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第二項

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七

第三十条の二第二項、第三十一条の二第一項、第三十二条の四、第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三

十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十二条の五、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程

度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四项において準用する場合を含む。）、第三十三

条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第三十三条の二第一項、第三十二条、第三十二条第一項若しくは第九項第一号、第三十三条第一項（同条第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十二条、第四十二条の二第一項、第三十二条、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第一項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十七

条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた著作物の複製物（次項第一条第一項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二第二項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一

条の四又は第四十七条の二第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合を含む。）、第三十

三条の二第一項、第三十七条第三項、第三十七条第一項、第三十二条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若

しくは第三項又は第四十七条の二の規定によ

り著作物を利用する場合

三 第三十二条若しくは第四十二条の規定によ

り著作物を複製以外の方法により利用する場

合又は第三十五条第一項、第三十六条第一

きる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十四条第二項、第四十二条の二第二項、第四十二条第一項、第三十七条第三項若しくは第四十二条の二第一項、第四十七条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第一項、第四十二条の二第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十二条の二第一項、第四十二条第一項、第三十七条第三項若しくは第四十二条の二第一項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十二条の二第二項、第四十七条第一項若しくは第三項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一

条の四又は第四十七条の二第一項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合を含む。）、第三十

三条の二第一項、第三十七条第三項、第三十七条第一項、第三十二条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若

しくは第三項又は第四十七条の二の規定によ

り著作物を利用する場合

三 第三十二条若しくは第四十二条の規定によ

り著作物を複製以外の方法により利用する場

合又は第三十五条第一項、第三十六条第一

項、第三十八条第一項、第四十二条の二第一項、第四十二条第一項、第四十二条第二項、第四十二条第三項又は第四十二条第四項の規定に違反して同項の規定により著作物を複存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者の出所を明示する慣行があるとき。

二、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第一項、第四十二条の二第二項、第四十二条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十二条の二第一項、第四十二条第一項、第三十七条第三項若しくは第四十二条の二第一項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十二条の二第二項、第四十二条第一項若しくは第三項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一

条の四又は第四十七条の二第一項、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十二条的二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合を含む。）、第三十

三条の二第一項、第三十七条第三項、第三十七条第一項、第三十二条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若

しくは第三項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用した者

方針によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三 第四十四条第四項の規定に違反して同項の規定により著作物を利用する場合において、そ

の出所を明示する慣行があるとき。

四 第四十七条の三第一項の規定に違反して同

て作成された著作物の複製物（次項第四号の

複製物に該当するものを除く。）を頒布し、

又は当該複製物によつて当該著作物の公衆へ

の提示を行つた者

五 第四十七条の三第二項の規定に違反して同

項の複製物（次項第四号の複製物に該当する

ものを除く。）を保存した者

六 第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規

定の適用を受けて作成された著作物の複製

物（次項第六号又は第七号の複製物に該當するものを除く。）を用いて、いずれの方法に

よるかを問わず、当該著作物を利用した者

次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作

物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻

案を、当該二次的著作物につき第二十二条の複

製を、それぞれ行つたものとみなす。

五 第三十条第一項、第三十七条第一項第一

号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

しくは第九項第一号、第三十三条の二第一

項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一

項、第三十七条第三項、第三十七条の二本

文、第四十一条、第四十二条の二第一項、第

四十二条、第四十二条の二第二項又は第四十

七条第一項若しくは第三項に定める目的以外

の目的のために、第四十七条の六第二項の規

定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこ

れらの規定により作成された二次的著作物の

複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当

該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に

定める目的以外の目的のために、これらの規

定の適用を受けて作成された二次的著作物の

複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当

該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

三 第三十条の四の規定の適用を受けて作成さ

れた二次的著作物の複製物を用いて、当該二

次的著作物に表現された思想又は感情を自ら

享受し又は他人に享受させる目的のために、

いずれの方法によるかを問わず、当該二次的

著作物を利用した者

四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けた第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

五 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

六 第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

七 第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

(著作者人格権との関係)

第五十条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間に、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者のものとして周知のものであるとき。

2 前項の規定は、次の各号のいづれかに該当するときは、適用しない。

一 変名の著作物における著作者の変名がそのものとして周知のものであるとき。

二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。

三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けた第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

五 第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

六 第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

(団体名義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人その他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に關しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。（映画の著作物の保護期間）

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

第五十五条 削除

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないと、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後七十年又は著作物を公表したとき。

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作者である個人が同項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

3 第十五条第二項の規定により法人事他の団体が著作者である著作物の著作権の存続期間に關しては、第一項の著作物に該当する著作物以外の著作物についても、当該団体が著作の名義を有するものとみなして同項の規定を適用する。（映画の著作物の保護期間）

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、当該映画の著作物の利用により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとする。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

第五十五条 削除

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないと、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後七十年又は著作物を公表したとき。

の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日の翌年から起算する。

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十二条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第六十一条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡)

第六十二条 著作物の著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作物の著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。（相続人の不存在の場合等における著作権の消滅）

第六十三条 著作物は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十九条（残余財産の国庫への帰属）

の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財团法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十九条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等についての許諾（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているもの）のいう。以下この項において同じ。）に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行つた場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組

又は有線放送番組の供給を受けて行うものと含む。)の許諾を含むものと推定する。

6 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件(送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものと除く。)の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

第六十三条の二 利用権の対抗力 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

第六十四条 共同著作物の著作者人格権の行使

共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作者は、そのうちからその著作人格権を代表して行使する者の代理権に付することができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代理権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(共有著作権の行使)

第六十五条 共同著作物の著作権その他の共有に係る著作権 (以下この条において「共有著作権」という。)については、各共有者は、他の共有者は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(質権の目的となつた著作権)

2 著作物を目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとす る。

6 著作物を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物(出版権の設定の対価を含む。)に対しても、行なうこと

ができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

6 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明の他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者により供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(以下この項及び次条において「国等」という。)が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至つた場合は、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 第一項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他の政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

4 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

(裁定申請中の著作物の利用)

6 申請中利用者は(国等に限る。)は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるように至つたときは、当該処分を受けた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

7 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならぬ。

8 第四項、第五項又は前項の場合において、著作権者は、前条第一項又はこの条第五項若しくは前項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

2 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、この限りでない。

第六十七条 公表による著作物の利用

2 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

4 第一項の規定により成した著作物を利用する者は(以下「申請中利用者」という。)国等を除く。次項において同じ。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金の額を超えるときは、当該額については、同条第一項の規定による供託を要しない。

5 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つた場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 申請中利用者は(国等に限る。)は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるように至つたときは、当該処分を受けた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

7 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該連絡をすることができるに至つた時までの間ににおける第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならぬ。

8 第四項、第五項又は前項の場合において、著作権者は、前条第一項又はこの条第五項若しくは前項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

2 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

第六十八条 同項の規定による供託

2 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の規定により供託された担保金の額が当該担保金の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送し、又は放送同時配信等事業者は、その著作権者と連絡を求めることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送し、又は放送同時配信等することができる。

3 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

4 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

5 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

7 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

8 第一項の規定により放送され、又は放送同時配信される著作物は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行ふ者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

9 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなるときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

第六十九条 商業用レコードへの録音等

2 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音している音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

4 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

5 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

6 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

7 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

8 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

9 第一項の規定により成した著作物の複製物には、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならない。

に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするとき（第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。）は、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があったときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

8 前各項に規定するものほか、この節に定める裁判に關し必要な事項は、政令で定める。

第九節 补償金等

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

（補償金の額についての訴え）

第七十二条 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするとき（第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。）は、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

8 前各項に規定するものほか、この節に定める裁判に關し必要な事項は、政令で定める。

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

二 第六十八条第一項の訴えを提起したとき。

三 その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）。

四 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。

五 当該著作権を目的とする質権が設定されいるとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）。

二 前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

三 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

（第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項の規定による補償金の供託は、著作権者による登録手続等）

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

二 第六十八条第一項の訴えを提起する者は、前項の訴えにおいては、その額の増減を求めることができる。

二 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、それぞれ被告としなければならない。

（補償金の額についての審査請求の制限）

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不平をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

（補償金等の供託）

第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 捕償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

二 著作権者が補償金を受領することができないとき。

三 その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）。

四 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。

五 当該著作権を目的とする質権が設定されいるとき（当該質権を有する者の承諾を得たば、第三者に对抗することができない。）。

二 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

（創作年月日の登録）

第七十六条 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

（著作の登録）

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。

一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は法規の制限

（出版権の設定）

第七十九条 第二十一條又は第二十三條第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図

者が国内に住所又は居所で知っているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託所に、それ者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を定をしない処分）があつたことを知った日から六月以内に、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴えにおいては、訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、それぞれ被告としなければならない。

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付、著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

5 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

7 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

8 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

10 この節に規定するものほか、第一項に規定する登録に関する必要な事項は、政令で定める。（プログラムの著作物の登録に関する特例）

（出版権の登録）

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項又は前条の登録は、

文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくることができる。第四項において同じ。）をもつて調製することができる。

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行つたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を通知することができない場合は、この限りでない。

画として表示されるようによる方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。(又は当該方により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。)を行うこと(次条第二項及び第八十一条第一号において「公衆送信行為」という。)を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。
(出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

1 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利(原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。)

2 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

3 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為(第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。)があつた日から三年を経過したときは、複製権等保有者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物(その著作者の著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。

4 第六十三条第二項、第三項及び第六項並びに第六十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六十三条第三

項中「著作権者」とあるのは、「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第六項中「第二十三條第一項」とあるのは、「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十一条 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目的である著作物につきの場合は、この限りでない。

1 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者(次条において「第一号出版権者」という。)次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物を複製するためには必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行いう義務

ロ 当該著作物について慣行に従い継続して出版行為を行う義務

二 前条第一項第二号に掲げる権利に係る出版権者(次条第一項第二号及び第一百四条の十の三第二号ロにおいて「第二号出版権者」という。)次に掲げる義務

イ 複製権等保有者からその著作物について公衆送信を行うために必要な原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行いう義務

二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為(第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。)があつた日から三年を経過したときは、複製権等保有者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物(その著作者の著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。

3 出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物を改めて複製しようとするときは、その都度、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない。

(出版権の存続期間)

第八十二条 著作者は、次に掲げる場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

一 その著作物を第一号出版権者が改めて複製する場合

二 その著作物について第二号出版権者が公衆送信を行う場合

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一條第一項及び第七項(第一号に係る部分に限る。)、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けた成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

四 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた作

項中「著作権者」とあるのは、「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第六項中「第二十三條第一項」とあるのは、「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号(イに係る部分に限る。)又は第二号(イに係る部分に限る。)の義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ第八十条第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第一号(ロに係る部分に限る。)又は第二号(ロに係る部分に限る。)の義務に違反した場合において、複製権等保有者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないとときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してそれぞれ第八十条第一号又は第二号に掲げる権利に係る出版権を消滅させることができることとする。

3 複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己的の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版行為等を廃絶するため、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

第八十五条 削除

(出版権の制限)

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けた成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

四 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けた作

十二条第二項第一号に掲げるものを除く。)に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならぬ。

(商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等)

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項において規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード(送信可能なされたレコードを含む)を含む。

次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。)に録音されている実演(当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われるもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。)について放送同

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行つたときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。)について放送同

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の二第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第四十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。(商業用レコードの二次使用)

第五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が放送する。

音されている商業用レコードを用いた放送又是有線放送を行つた場合(營利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならぬ。

2 前項の規定は、実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であつて、実演家等保護条約第十六条第一項(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約第十二条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る

3 第八条第一号に掲げるレコードについて実演家等保護条約の締約国により与えられる実演家等保護条約等保護条約第十二条の規定による保護の期間が第一項の規定により実演家が保護を受ける期間より短いときは、当該締約国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家が同項の規定により保護を受ける期間は、第八条第一号に掲げるレコードについて当該締約国により与えられる実演家等保護条約等保護条約第十二条の規定による保護の期間による。

4 第一条の規定は、実演・レコード条約の締約国(実演家等保護条約の締約国を除く。)である

5 第一条の二次使用料を受ける権利は、国内において実演をする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)での同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

6 二 その構成員が任意に加入し、又は脱退する

のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。

第五項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

2 第九十二条の二第二項の実演で同項の録音物以

7 第五項の団体は、前項の申込みがあつたとき

8 第五項の規定は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

9 文化庁長官は、第五項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

10 第五項の団体が同項の規定により権利者のた

めに請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

11 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使

用料の額について文化庁長官の裁定を求めるこ

とができる。

12 第七十一条第三項、第六項及び第八項、第七十

一条(第二号に係る部分に限る。)並びに第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあ

るの「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中

13 「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

14 第五項から前項までに定めるものほか、第

15 「貸与権等

三 第百三十三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

四 第一項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少數の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

5 第百三十三条において準用する第六十七条の二第一項に規定する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

6 二 その権利を害すことなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

7 第九十五条の三 実演家は、その実演をそれが

8 録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

9 前項の規定は、最初に販売された日から起算して一月以上十二月を超えない範囲内において

10 政令で定める期間を経過した商業用レコード(複製されているレコードのすべてが当該商業用レコードと同一であるものを含む。以下「期

11 間経過商業用レコード」という。)の貸与によ

12 る場合には、適用しない。

13 商業用レコードの公衆への貸与を営業として

14 行う者(以下「貸レコード業者」という。)は、期間経過商業用レコードの貸与により実演を公衆に提供した場合には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に

15 相当な額の報酬を支払わなければならない。

16 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用す

る。

17 この場合において、同条第十項中「放送事

18 業用レコードの二次使用

19)こと。

20 四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)

21 (譲渡権)

22 第九十五条の二 実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利

業者等」とあり、及び同条第十二項中「第五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第五十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する権利を有する者の許諾による使用料を受ける権利は、前項において準用する第九十五条第五項の団体によつて行使することができる。

6 第九十五条第七項から第十四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

第三節 レコード製作者の権利

(複製権)

第九十六条 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を專有する。

(送信可能化権)

第九十六条の二 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を專有する。

(商業用レコードの放送同時配信等)

第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送事業者は、商業用レコードを送信可能化する権利(当該商業用レコードに係る前条に規定する権利(放送同時配信等)の放送同時配信等)を専有する。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受けた場合を除く。には、そのレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。(第八条第一号から第四号までに掲げるレコードを行った場合を除く。)には、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者と同様に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受けた期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されれるレコードの貸与により公衆に提供した場合における期間」に係るレコード製作者に相当な額の報酬を支払わなければならない。

2 第九十七条第一項の規定は、前項の規定により保護を受けた期間には、適用しない。

3 貸レコード業者は、期間経過商業用レコードの貸与によりレコードを公衆に提供した場合における期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民が保護を受けた期間」とあるのは、「レコード製作者が保護を受けた期間」と読み替えるものとする。

3 第一条の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)での同意を得て文化庁長官が指定するものがであるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

4 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第一項の報酬及び前項において準用する第六項第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第六項第三項に規定する団体について準用する。この場合においては、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

6 第一項に規定する権利を有する者の許諾に係る使用料を受ける権利は、第四項において準用する第九十七条第三項の団体によつて行使することができる。

7 第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第五項中「第六項」とあるのは、「第九十五条第七項」と読み替えるものとする。

第四節 放送事業者の権利

(複製権)

第九十八条 放送事業者は、その放送又はこれによる前項の規定は、レコードの複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合に、當該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の二第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定によることができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行つたときは、放送事業者は、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者で放送料の額に相当する額の補償金を定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。)を用いて放送同時配信等を行ふことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行つたときは、放送事業者は、有線放送事業者又は放送同时配信等事業者で放送料の額に相当する額の補償金を定めるものと規定する。

2 第九十七条第一項の規定は、前項の規定によつて準用する。

第五節 有線放送事業者の権利

(複製権)

第九十九条 放送事業者は、その放送を受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

(放送権及び再有線放送権)

第一百条の二 有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は映像を録音し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

第一百条の三 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利を専有する。

第一百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

第一百条の五 有線放送事業者は、その有線テレビジョン放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその有線放送を公に伝達する権利を専有する。

第六節 保護期間

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

一 実演に関しては、その実演を行つた時

二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時

(再放送権及び有線放送権)

第一百三条 第百三十条において準用する第六十七条规定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により特定かつ少數の者に譲渡されたレコードの複製物

四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少數の者に譲渡されたレコードの複製物

三 第百三十条において準用する第六十七条规定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

四 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならぬ者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

五 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行なう者が法令の規定により行なわなければならない自動公衆送信に係る送信可能化についての規定は、適用しない。

六 前項の規定は、放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

七 第百三十条において準用する第六十七条规定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

八 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならぬ者が法令の規定により行なわなければならぬ者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

三 放送に関しては、その放送を行つた時
四 有線放送に関しては、その有線放送を行つた時
著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。
一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時
二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年）を経過した時
三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年から起算して五十年を経過した時
四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
五 実演に関しては、その放送が行われた日の翌年から起算して五十年を経過した時
六 実演家人格権の一身専属性等
(実演家人格権の一身専属性)
第七節 実演家人格権の一身専属性等
第一項の二 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない。
(実演家の死後における人格的利益の保護)
第一百一十条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家の人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第八節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録
(著作隣接権の制限)
第一百二十二条 第三十条第一項（第四号を除く。第九項第一号において同じ。）、第三十条の二から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十九条の二まで、第三十五条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四及び第十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつて実演、レコード、放送又は有線放送の利

用について準用し、第三十条第三項及び第四十条第三項の七の規定は、著作隣接権の目的となつて満了する。実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時
二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年）を経過した時
三 レコードに関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年）を経過した時
四 レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信）とあるのは、「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。」）とあるのは、「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは、「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条第一項中「第二十三条规定」とあるのは、「第九十二条第一項若しくは第一百条の三」と、同条第一項若しくは第一百条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

五 著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、地域限定特定入力型自動公衆送信を行つことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

六 前項の規定により実演の送信可能化を行つた者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならぬ。

七 前二項の規定は、著作隣接権の目的となつて

いるレコードの利用について準用する。この場

合において、前項中「第九十二条の二第一項」

とあるのは、「第九十六条の二」と読み替える

ものとする。

八 第三十九条第一項又は第四十条第一項若しく

は第二項の規定により著作物を放送し、又は有

線放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信

して有線放送し、若しくは映像を拡大する特別

の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の

放送について、地域限定特定入力型自動公衆送

信を行うことができる。

九 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十

六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画

又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、

第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第

二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは

第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三

十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五

二項第一号、第三十七条第三項、第三十七条の

二項第一号、第四十一条、第四十二条第一項、第

四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条

第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第

四十七条第一項若しくは第三項、第四十七

条の二又は第四十七条の五第一項に定める目

的以外の目的のために、これらの規定の適用

を受けた実演等の複製物を複製して作成さ

れた録音物において録音されている実演又は當

該録音物に係るレコードについて、複製し、又

は同項に定める目的のために、送信可能化を行

い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提

供することができる。

二 第一項において準用する第三十条の四の規

定の適用を受けて作成された実演等の複製物

を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人

に享受させる目的のために、いずれの方法に

よるかを問わず、当該実演等を利用した者

に係る第三十八条第二項に規定する権利を

有する者の権利を害することとなる場合は、こ

の限りでない。

三 第一項において準用する第四十四条第四項

の規定に違反して同項の録音物又は録画物を

保存した放送事業者、有線放送事業者又は放

送同時配信等事業者

三 第一項において準用する第四十七条の四又

は第四十七条の五第二項に定める目的以外の

目的のために、これららの規定の適用を受けて

作成された実演等の複製物を用いて、いずれ

の方法によるかを問わず、当該実演等を利用

した者

四 第一項において準用する第四十七条の四又

は第四十七条の五第二項に定める目的以外の

目的のために、これららの規定の適用を受けて

作成された実演等の複製物を用いて、いずれ

の方法によるかを問わず、当該実演等を利用

した者

五 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三

項に定める目的以外の目的のために、第三項

若しくは第四項の規定の適用を受けて作成さ

れた実演若しくはレコードの複製物を頒布

し、又は当該複製物によつて当該実演若しく

は当該レコードに係る音の公衆への提示を行

つた者

四 第一項において準用する第四十七条の四又

は第四十七条の五第二項に定める目的以外の

目的のために、これららの規定の適用を受けて

作成された実演等の複製物を用いて、いずれ

の方法によるかを問わず、当該実演等を利用

した者

五 第三十三条の三第一項及び第八項の規定を除く。)

第六十一条第一項の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六

十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は

有線放送の利用の許諾について、第六十五条の

の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著

作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六

十六条の規定は著作隣接権を目的として質

権が設定されている場合について、第六十七

条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、

第七十条（第三項から第五項までを除く。）、第七

十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及

び第四項の規定は著作隣接権者と連絡すること

ができる場合における実演、レコード、放送

又は有線放送の利用について、第六十八条、第

七十一条（第一号及び第七項を除く。）、第

七十七条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は、著作隣接権者に協議を求めるがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は、第三十三条第一項において準用する第三十三条から第三十三条までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中、「第二十三条规定」とあるのは、「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第一百条の四」と、第六十八条第二項中、「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは、「第二十二条第一項」において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の登録）

第一百四条 第七十七条及び第七十八条（第三項を除く。）の規定は、著作隣接権に関する登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替えるものとする。

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

（私的録音録画補償金の受け取る権利の行使）

第一百四条の二 第三十条第三項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）の補償金（以下この節において「私的録音録画補償金」という。）を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のための権利行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、それぞれ当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音（専ら録音とともにに行われるものを含む。次条第二号イ及び第一百四条の四において「私的録音」という。）に係る私的録音録画補償金（専ら録音とともにに行われるものを含む。次条第二

号ロ及び第一百四条の四において「私的録画」という。）に係る私的録音録画補償金（専ら録音とともにに行われるものを含む。）を購入せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は、第三十三条第一項において準用する第三十三条から第三十三条までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中、「第二十三条规定」とあるのは、「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第一百条の四」と、第六十八条第二項中、「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは、「第二十二条第一項」において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

（指定の基準）

第一百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはイ、ハ及びニに掲げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合についてはロからニまでに掲げる団体を構成員とすること。

イ 私的録音に係る著作物に関する第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において私的録音に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表するとの認められるもの。

ロ 私的録画に係る著作物に関し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの。

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）

二 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）

三 前号イからニまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 嘗利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる。

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第一百四条の四 第三十条第三項の政令で定める機器（以下この条及び次条において「特定機器」とい

う。）又は記録媒体（以下この条及び次条において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一切の支払として、第四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを證明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第三項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行つて当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

（製造業者等の協力義務）

第一百四条の五 前条第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金の支払を請求する場合は、特定機器又は特定記録媒体の製造又は輸入を業とする者（次条第三項において「製造業者等」という。）は、当該私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

第一百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金（第四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

1 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

2 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴収等）

第一百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金の額は、第三十条第三項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第三項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第一百四条の四 第三十条第三項の政令で定める機器（以下この条及び次条において「特定機器」とい

う。）又は記録媒体（以下この条及び次条において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一切の支払として、第四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを證明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第四条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第四条第一項において準用する場合を含む。）及び第四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第一百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金（第四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第三項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第一百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金（第四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

1 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

2 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。(政令への委任)

第一百四十二条 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関する必要な事項は、政令で定める。

(図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使)

第一百四十三条 第二節 図書館等公衆送信補償金

第一百四十四条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百四十五条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百四十六条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百四十七条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百四十八条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百四十九条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十一条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十二条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十三条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十四条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十五条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十六条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十七条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十八条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

第一百五十九条 第二節 図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使

連合体を含む。)であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する事業等のための支出

図書館等公衆送信に係る著作物に関する事業等のための支出

二号出版権者の利益を代表すると認められるもの

その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる

ハ 嘗利を目的としないこと。

ハ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる

2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等の支出し）

衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

ハ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる

下この節において「指定管理団体」という。)によつてのみ行使することができる。

2 指定管理団体は、権利者のために自己の名にて同一の裁判所又は裁判外の行為を行つう権限を有する。

（指定の基準）

2 前項の規定には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等の支出し）

衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

ハ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができる

体を含む。)であつて、国内において授業目的公衆送信に係る有線放送に関するこれらの規定に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イからホまでに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 嘗利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために授業目的公衆送信補償金を受ける権利行使する業務(第四百四条の十五第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第四百四条の十三 第四百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化厅長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかるわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表するとの認められるものの意見を聽かなければならぬ。

4 文化厅長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化厅長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

第四百四条の十四 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化厅長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(補償金関係業務の執行に関する規程)

(あつせんの申請)

第一百六十六条 この法律に規定する権利に關し紛争が生じたときは、当事者は、文化厅長官に対し、あつせんの申請をすることができる。

分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十五条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

二 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第四百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

文化厅長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化厅長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、指定管理団体に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徵収等)

第四百四条の十六 文化厅長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要なと認めるとときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第四百四条の十七 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 紛争処理

(著作権紛争解決あつせん委員)

第一百五十五条 この法律に規定する権利に關する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化厅長官に著作権紛争解決あつせん委員(以下この章において「委員」という。)を置く。

委員は、文化厅長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に關し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

(あつせんの申請)

第一百六十七条 あつせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二章 手数料

第一百七十二条 あつせんへの付託

当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化厅長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

(あつせん)

第一百九条 委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるよう努めなければならない。

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるとときは、あつせんを打ち切ることができるとする。

(報告等)

第一百十条 委員は、あつせんが終わったときは、その旨を文化厅長官に報告しなければならない。

2 委員は、前項の規定によりあつせんを打ち切ったときは、その旨及びあつせんを打ち切るとした理由を、当事者に通知するとともに文化厅長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第一百十一条 この章に規定するもののほか、あつせんの手続及び委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 権利侵害

(差止請求権)

第一百十二条 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対する侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害

際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又は専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができ

(侵害とみなす行為)

第一百十三条 次に掲げる行為は、当該著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において領布する目的をもつて、輸入号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの(以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。)の提供により侵害著作物等(著作権第十九条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。)の他人による利用を容易にする行為(同項において「侵害著作物等利用容易化」という。)であつて、第一号に掲げるウェブサイト等(同項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。)において又は第二号に掲げるプロトコル(次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プロトコル」という。)を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害

作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
一次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該作品等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等において提供されている送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のための当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の利用のための当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のための当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、公衆を侵害するウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されることその他の当該ウェブサイト等の提供の状況その他の当該ウェブサイト等により提供されている侵害送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の別の数、当該数が当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のための当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、公衆を侵害するウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の別の数、当該数が当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のための当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、公衆を侵害するウェブサイト等

四 前二項に規定するウェブページ

イ 当該ウェブページに掲載される著作権等の権利関係の記述等により、当該著作権等の権利の譲渡若しくは貸与の目的をもつて送信元識別符号等の利用のための当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の別の数、当該数が当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の提供の状況その他の当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の別の数、当該数が当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のための当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の提供の状況その他の当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の別の数、当該数が当該ウェブページによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、公衆を侵害するウェブページ等

五 前二項に規定するウェブページ

イ 前二項に規定するウェブページ

一 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

イト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不當に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等を包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム以
外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、單に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機會を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等の利用容易化プログラムにより作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

六 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより可能となること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第一項第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

七 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによって一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて送信され、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能な行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

八

九

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

四 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあらわれるのは「著作隣接権者（次条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

五 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

六 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

七 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

八 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

九 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

十 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

一一 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

一二 第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、「著作隣接権とみなされる権利を含む。」と、同条第一項中「著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」を「」とする。

著作者の名前又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

(著作者に係る譲渡権の特例)
第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを見らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(以下この項において「侵害者」という。)に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の行為によつて作成された物(第一号において「侵害作成物」という。)を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。同号において「侵害組成公衆送信」という。)を行つたときは、次の各号に掲げる額の合計額を、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。

一 謙渡等数量(侵害者が譲渡した侵害作成物及び侵害者が行つた侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物又は実演等の複製物(以下この号において「侵害受信複製物」という。)の数量をいう。次号において同じ。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該著作権者等が販売することができないとする事情があると

きは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)の著作権の利用する行為とみなす。

(著作者に係る譲渡権の特例)
第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを見らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(以下この項において「侵害者」という。)に対し、その侵害により自己が受けた損害の額を請求する場合において、侵害者の行為により自己が受けた損害の額と相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

4 著作権者又は著作隣接権者は、前項の規定によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に對し、損害の賠償を請求する場合において、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金額の額に相当する額を自己が受けた損害の額として主張する物の具体的な態様を否認するときは、当事者は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、当事者において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

5 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類(同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

6 第百十四条の四 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(鑑定人に対する当事者の説明義務)
第百十四条の五 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事實を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調査の結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)
第百十四条の六 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ぜることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法

害した者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をするとしたならば、当該著作権者等が得ることとなるその対価を考慮することができる。

(著作者に係る譲渡権の特例)
第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを見らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(著作者に係る譲渡権の特例)
第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを見らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

(著作者に係る譲渡権の特例)
第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。)を除く。以下この条において同じ。)、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを見らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

により当該営業秘密を取得し、又は保有している場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第一百四条の三第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

三 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

四 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

五 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

（秘密保持命令の取消し）

第一百四条の七 秘密保持命令の申立てをした者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

二 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判判に対しては、即時抗告をすることができる。

三 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

四 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

五 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立て

てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録に、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

二 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間（その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間）、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

（共同著作物等の権利侵害）

第一百十五条 著作者又は実演家は、故意又は過失により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第一百一条の規定に違反する行為をした者に対し前条の規定により著作権を侵害する行為とみなされる者又は実演家が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順位とする。

二 前項の請求をすることができる。ただし、著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

（共同著作物等の権利侵害）

第一百六十六条 著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいふ。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第一百一条の規定に違反する行為をする者又はするお

れがある者に対し第一百十二条の請求を、故意又は過失により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第一百一条の規定に違反する行為をした者に対し前条の規定により著作権を侵害する行為とみなされる者（次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第百十三条规定により著作人格権又は実演家人格権を侵害した者（第一百十三条第八項の規定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

一 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作権を侵害する行為となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

三 第百十三条规定により著作権、出版権又は著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第一百十三条规定によるウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において同一のウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提示されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等

三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作権を侵害する行為又は第六十条若しくは第一百一条の規定に違反する行為をした者に対し前条の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 前項の請求をすることができる。ただし、著作者又は実演家は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後（その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後）においては、その請求をすることができない。

（共同著作物等の権利侵害）

第一百六十七条 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作権者の同意を得ないで、第一百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

二 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

三 第百十三条规定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第一百十三条规定により著作人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作権を侵害する行為となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条规定により著作権、出版権又は著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において同一のウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提示されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等

利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等から当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）

六 第百十三条第五項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていてるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていてるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）

三 第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を反復して行つた者

四 第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為を行つた者

五 第百十三条第八項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

六 第百三十一条の二 第百二十条第六十条又は第一百一条の三の規定に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。

第七百二十条 第百二十条の二 第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。以下この号において同じ。）では著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつているものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同

じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし輕微なものと除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物等特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を反復して行つた者

（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を反復して行つた者

的となつてゐるものに限る。)であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されてゐるもの(その提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの(国外で行われた提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの)を除く。)をいう。

4 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る第一項に規定する罪について告訴をすることができる。ただし、第一百八十九条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第一百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財團の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科す。

2 第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第二十二条の二第一項三億円以下の罰金刑

2 第百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第二十条から第二十二条まで 各本条の罰金刑

法人格を有しない社団又は財團について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に對して告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定により第一百十九条第一項若しくは第二項又は第二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪について施行する。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から

(適用範囲についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法(以下「新法」といいう。)中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法(以下「旧法」という。)による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に行われた実演(新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。)又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード(新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)での法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかるらず、著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四项、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。)を適用する。

4 (新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権が設定期間に限り、同号の規定は、適用しない。

第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物の著作権の存続期間に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権が設定期間に限り、同号の規定は、適用しない。

2 第五条 この法律の施行前に創作された著作物についての経過措置

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお從前の例による。

第六条 新法の規定は、この法律の施行前に著作物の中に入れた写真の著作物又はこの法律の施行前に嘱託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金額は、新法第六十八条第一項又は第六十七条第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金額とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。

(公開の美術の著作物についての経過措置)

第六条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に公表された著作物に一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に公表された著作物に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。)又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード(新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)での法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかるらず、著作権法中著作隣接権に関する規定(第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四项、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。)を適用する。

4 (翻訳権の存続期間についての経過措置)
第九条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別に利用することができるものについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

第十二条 この法律の施行前に設定された旧法に譲渡その他の处分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法(著作権の譲渡その他の処分についての経過措置)

第十三条 この法律の施行前に設定された旧法の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。

第十四条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

第十五条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分で、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることとなるものに係るものは、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードでの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこれらの著作権の存続期間の満了する日が新法第一百一条の規定による期間の満了する日後のみであるときは、同条の規定にかかるらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して七十年を経過

(登録についての経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手續とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第二十八条第三項の著作権の登録がされている著作物については、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。

3 第一條の規定に該当する場合は、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかるらず、旧法第二十八条第三項から第二十九条ノ八までの規定又は手續とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八条规定の出版権の登録がされている著作物については、新法第八十八条の登録に関する処分又は手續とみなす。

3 第一条の規定に該当する場合は、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかるらず、旧法第二十九条ノ八までの規定又は手續とみなす。

2 この法律の施行前に販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

3 第一条の規定に該当する場合は、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかるらず、旧法第二十九条ノ八までの規定又は手續とみなす。

第十四条 削除
(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分で、この法律の施行前に行われた実演又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコードでこの法律の施行の日から新法中著作隣接権に関する規定が適用されることは、なおその効力を有する。

2 前項に規定する実演又はレコードでの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものに係る著作隣接権の存続期間は、旧法によるこの法律の規定による期間の満了する日後のみであるときは、同条の規定にかかるらず、旧法による著作権の存続期間の満了する日(その日がこの法律の施行の日から起算して七十年を経過

4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

イ 世界貿易機関の加盟国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に世界貿易機関の加盟国において固定されたもの

二 著作権法第八条第五号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約（附則第六項において「レコード保護条約」という。）により我が国が保護の義務を負うもの

新法第九条第三号に掲げる放送で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定の適用については、平成元年改正法附則第二項の規定は、適用しない。

一 世界貿易機関の加盟国の国民である放送事業者の放送

二 世界貿易機関の加盟国にある放送設備から行われた放送

（外国原盤商業用レコードの複製等についての経過措置）

6 新法第二十一条の二の規定は、著作権法施行地外において商業用レコードの製作を業とする者が世界貿易機関の加盟国の国民（実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約又はレコード保護条約の締約国の人（これらの条約の締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）である場合を除く。）であるレコード製作者からそのレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が著作権法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第八十七号）の施行前であるもの（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を颁布し、又はその複製物を颁布の目的をもつて所持する行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

1 この法律は、公布の日から起算して三十年を超える範囲内において政令で定める日から施行する（施行期日）

附 則（平成八年一二月二六日法律第一七号）抄

2 改正後の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（次項において「新法」という。）は、現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している写真の著作物については、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存するものについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法中著作物の保護期間に関する規定（以下「旧法」という。）による期間の満了する日が新法による期間の満了する日後の日であるときは、新法にかかわらず、旧法による期間の満了する日までの間とする。

（施行期日）

附 則（平成九年六月一八日法律第六号）

1 この法律は、平成十年一月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成九年六月一八日法律第六号）

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物等についての経過措置

（施行期日）

附 則（平成九年六月一八日法律第六号）

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号との間に加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三条の改正規定、第百十九条の改正規定、第百二十条の次に一条を加える改正規定、第百二十三条第一項の改正規定及び附則第五条の二の改正規定並びに附則第五项の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

（施行期日）

附 則（平成一一年六月二三日法律第七号）抄

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十九号の次に二号との間に加える改正規定、第三十条第一項の改正規定、第百十三条の改正規定、第百十九条の改正規定、第百二十条の次に一条を加える改正規定、第百二十三条第一項の改正規定及び附則第五项の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一一年一二月二二日法律第十六〇号）抄

1 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

（施行期日）

附 則（平成一一年一二月二二日法律第十六〇号）

2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第二項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（著作権法第二十二条、第九十二条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずして作成されたものに限り、出版権者が作成した著作物の複製物を除く。）の譲渡による場合には、適用しない。

3 この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている実演（旧法第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）については、同条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則についての経過措置）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（平成一〇年六月一二日法律第一〇号）抄

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月一四日法律第四三号）抄

1 この法律は、平成十一年五月一四日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月一四日法律第四三号）

1 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月一四日法律第四三号）

1 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。（施行期日）

附 則（平成一一年五月一四日法律第四三号）

1 この法律は、第十九十五条の三（第三項）とあるの前日までの間は、改正後の著作権法第二百三十条第四項中「第十九十五条の三（第三項）」とあるの前日までの間は、改正後の著作権法第二百三十条第四項中「第十九十五条の二（第三項）」と、「第九十七条の三（第三項）」とあるのは「第九十七条の二（第三項）」とする。

2 第二十三条第一項の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（著作権法の一部改訂に伴う経過措置）

附 則（平成一一年五月一四日法律第四三号）

1 この法律は、第十九十五条の二（第三項）とあるの前日までの間は、改正後の著作権法第二百三十条第四項中「第十九十五条の二（第三項）」と、「第九十七条の三（第三項）」とあるのは「第九十七条の二（第三項）」とする。

2 改正後の著作権法（以下「新法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定は、この法律の施行の際現に自動公衆送信される状態に置かれている著作物、実演（改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項、第九十二条の二第一項又は第九十六条の二の規定による）の施行の日がこの法律の施行の日以後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条、第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と、「第四十二条又は第四十二条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。

3 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によることとする。

（施行期日）

附 則（平成一一年一二月二二日法律第十六〇号）

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 十三条第二項、第千三百二十六条第二項及び第十三百四十四条の規定(公布の日)	附則(平成一一年一二月二二日法律第二二〇号)抄
第一条 この法律(第一条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(政令への委任)	第一号(施行期日)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。	附則(平成一一年五月八日法律第五六号)抄
(施行期日)	二号(施行期日)
1 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第十七条中著作権法第五十一条の改正規定及び第二条の規定は、著作権に関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。(損害額の認定についての経過措置)	三(施行期日)
2 第一条の規定による改正後の著作権法第一百四条の四の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口头弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対しても上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。(罰則についての経過措置)	四(施行期日)
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	五(施行期日)
附則(平成一二年一二月一九日法律第一四〇号)抄	六(施行期日)
(施行期日)	七(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。	八(施行期日)
附則(平成一三年一二月五日法律第一四〇号)抄	九(施行期日)
(施行期日)	一〇(施行期日)
第七条 前条の規定による改正後の著作権法第八条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政(著作権法の一部改正に伴う経過措置)	一一(施行期日)

二 この法律の規定は、次の場合に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。	一(施行期日)
一 第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規定、第九十七条の改正規定、第九十七条の四の改正規定並びに附則第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第九項の規定(実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(以下「実演・レコード条約」という。))が日本国について効力を生ずる日から施行する。	二(施行期日)
二 目次の改正規定(「第一百条の四」を「第一百条の五」に改める部分に限る。)、第八十九条の四項の改正規定、第九十九条の次に一条を加える改正規定、第四章第五節中第百条の四を第一百条の五とし、第一百条の三の次に一条を加える改正規定及び第一百三条の改正規定(平成十五年一月一日又は平成十五年一月一日に日本国において効力を生ずる日から施行する)が日本国に適用する。	三(施行期日)
三 前二号に掲げる規定以外の規定(実演・レコード条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日)	四(施行期日)
4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。	五(施行期日)
5 一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの	六(施行期日)
イ 実演・レコード条約の締約国(国民をレコード製作とするレコード)	七(施行期日)
ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの	八(施行期日)
二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの	九(施行期日)
三 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は映画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三号。以下「平成元年改正法」という。)の適用について、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十一条)附則第二項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。)附則第二項の規定は、適用しない。	一〇(施行期日)
四(施行期日)	一一(施行期日)
五(施行期日)	一二(施行期日)
六 実演家、レコード製作及び放送機関の保護に関する国際条約(以下この項及び次項において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である(該締約国の法令に基づいて設立された法人	一二(施行期日)

一 実演・レコード条約の締約国において行われた実演	一(施行期日)
二 次に掲げるレコードに固定された実演	二(施行期日)
イ 実演・レコード条約の締約国(国民をレコード製作とするレコード)	三(施行期日)
ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの	四(施行期日)
二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの	五(施行期日)
三 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は映画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三号。以下「平成元年改正法」という。)の適用について、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十一条)附則第二項の規定を含む。)の適用について、著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。)附則第二項の規定は、適用しない。	六(施行期日)
四(施行期日)	七(施行期日)
五(施行期日)	八(施行期日)
六 実演家、レコード製作及び放送機関の保護に関する国際条約(以下この項及び次項において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である(該締約国の法令に基づいて設立された法人	九(施行期日)

一 実演・レコード条約の締約国において行われた実演	一(施行期日)
二 次に掲げるレコードに固定された実演	二(施行期日)
イ 実演・レコード条約の締約国(国民をレコード製作とするレコード)	三(施行期日)
ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの	四(施行期日)
二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの	五(施行期日)
三 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は映画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三号。以下「平成元年改正法」という。)の適用について、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十一条)附則第二項の規定を含む。)の適用について、著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。)附則第二項の規定は、適用しない。	六(施行期日)
四(施行期日)	七(施行期日)
五(施行期日)	八(施行期日)
六 実演家、レコード製作及び放送機関の保護に関する国際条約(以下この項及び次項において「実演家等保護条約」という。)の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である(該締約国の法令に基づいて設立された法人	九(施行期日)

お従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の存続期間の満了する日が新法第五十四条第一項の規定による期間の満了する日後のあるときは、同項の規定にかかるらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。（罰則についての経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十九号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成一六年六月九日法律第八四号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一六年六月九日法律第九二号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。（商業用レコードの輸入等についての経過措置）

第二条 改正後の著作権法第二百二十九条第五項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に輸出の目的をもつて所持されている同項に規定する国外領布目的商業用レコードについては、適用しない。

第三条 改正後の著作権法第二百二十九条第五項に規定する国内領布目的商業用レコードであつてこの法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは、「当該国内領布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十二号）の施行の際現に発行されているものである場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは、「経過した後、当該」とする。

第四条 この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもつて所持されている書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 **（平成一六年六月一八日法律第一二〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 次に掲げる規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第四条 第百四十九条の規定による改正後の著作権法第二百二十九条第六から第百四十九条の八までの規定に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第五条 第百四十九条の規定による改正後の著作権法第二百二十九条第六から第百四十九条の八までの規定に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

附 則 **（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一七年六月二九日法律第七五号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第五条 附則第二条に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成一八年六月二二日法律第一一二一号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。（罰則についての経過措置）

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二一年六月一九日法律第五三号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（新法第二百二十二条の二の規定による改正後の著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十号）附則第五項又は著作権法及び国際著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第二百二十二号）附則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的をもつてする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の申出をする行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七号)
(施行期日) この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月三日法律第六号)
(施行期日) 抄 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七号)
(施行期日) 抄 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二四年六月二二日法律第三号)
(施行期日) 抄 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。）の公布の日又は施行日のいずれか遅い日
附 則 (平成二四年六月二二日法律第三号)
(施行期日) 抄 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。

（調整規定）
第五条 この法律の施行の日が著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定の施行による

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
三号 抄 (平成二四年六月二二日法律第四号)
(施行期日) 抄 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日

二 第二条第一項（第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定（又は第四十六条）を、「第四十二条の三第三項第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。）、同条ただし書の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、「第四十二条の三第三項（第一号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の三第三項に一号を加える部分に限る。）、第四十九条第一項（第一号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の三第三項に一号を加える部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」に改める部分に限る。）、第八十六条第一項及び第二項の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。）、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第一百二条第一項の改正規定（第四十二条の三）を「第四十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の二）を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四」に改める部分に限る。）、第一百十九条第一項の改正規定 同条に一項を加える改正規定並びに第一百二十二条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理条例第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管されたものについては、適用しない。

（関係事業者の措置）
二 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならぬ。（関係事業者の措置）

（施行日）
第一条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の著作権法第三十一条第三項の規定により記録媒体に記録されている著作物であつて、絶版等資料（新法第三十一条第一項第三号に規定する「絶版等資料」）をいう。）に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関を施設前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の（国民に対する啓発等）

（運用上の配慮）
第四条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たつては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。（運用上の配慮）
第五条 前三条に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める（政令への委任）
（国民に対する啓發等）
第七条 国及び地方公共団体は、国民が、著作権法第三十一条第一項（同法第二条第一項において同じ。）に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める（政令への委任）

（处罚の効力）
第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（处罚の効力）
第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓發その他の必要な措置を講じなければならない。
（特定侵害行為）
二 未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならぬ。（関係事業者の措置）

(政令への委任)
第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年一二月一三日法律第一〇三号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定(薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日)

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三号)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条の規定は、視聴覚的実演に関する北京条約(同条において「視聴覚的実演条約」という。)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(著作隣接権に関する規定の適用)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下この条において「新法」という。)第七条第四号に掲げる実演(同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。)附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)附則第二項の規定は、適用しない。

2 視聴覚的実演条約の締約国(当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。)に対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、なお外國人である者に対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用による。

(政令への委任)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十五年一二月一三日法律第一〇三号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

略

二 附則第十七条の規定(薬事法等の一部を改

正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日)

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一三日から施行する。

(施行期日)

第五条 行政手続その他の行為又は不作為にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政手続その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴え提起については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第九条の規定(公布の日)

(施行期日)

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三十三条の二、第一百三十三条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(附則第九条の規定による改正後の著作権法(著作権法の一部改正に伴う経過措置))

第七条 第八条の規定による改正後の著作権法(次項及び第三項において「新著作権法」という。)第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十七条並びに第一百一条第二項第一号及び第二号の規定は、施行日の前

日において現に第八条の規定による改正前の著作権法(以下この項において「旧著作権法」という。)による著作権又は著作隣接権が存する著作物、実演及びレコードについて適用し、同

じに適用しない。

3 不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の

適用しない。

(出版権についての経過措置)

この法律の施行前に設定されたこの法律による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際に存するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六号)

第一条 この法律は、この法律による改正するものについての経過措置は、政令で定めたものによる。

略

二 附則第十七条の規定(薬事法等の一部を改

正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日)

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四九号)

第一条 この法律は、平成二十七年六月二四日から施行する。

(施行期日)

第六条 行政手続その他の行為又は不作為にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政手続の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附則第一号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則第一号の規定(公布の日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定(第三十一条)を「第三十五条第一項」に改める部分に限る)、第八十六条第三項の改正規定(第三十五条第二項)を「第三十五条第二項」に改める部分に限る)、同項後段の改

(政令への委任)

この法律は、公布の日から起算して五十年を経過した日が施行日以後である場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年二月一六日法律第六〇八号)

第一条 この法律は、平成二十八年二月一六日から施行する。

(施行期日)

第六条 行政手続その他の行為又は不作為にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政手続の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十八年五月二七日から施行する。

(附則一号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則一号の規定(公布の日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定(第三十一条)を「第三十五条第一項」に改める部分に限る)、第八十六条第三項の改正規定(第三十五条第二項)を「第三十五条第二項」に改める部分に限る)、同項後段の改

(施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際に存するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五六号)

第一条 この法律は、この法律による改正するものについての経過措置は、政令で定めたものによる。

(施行期日)

第六条 行政手続その他の行為又は不作為にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政手続の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成二十九年六月二日から施行する。

(附則二号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 附則二号の規定(公布の日)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 目次の改正規定、第三十五条の改正規定、第四十八条第一項第三号の改正規定(第三十一条)を「第三十五条第一項」に改める部分に限る)、第八十六条第三項の改正規定(第三十五条第二項)を「第三十五条第二項」に改める部分に限る)、同項後段の改

者又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日以後である場合について適用し、その経過した日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(新著作権法第百二十二条の二の規定)

各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)で、当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日前であるもの(当該固定した日が昭和四十二年十二月三十一日以前であるものを含む。)については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五五号)

第一条 この法律は、この法律による改正するものについての経過措置は、政令で定めたものによる。

(施行期日)

第六条 行政手続その他の行為又は不作為にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政手続の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた不服申立てであつてこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。

(附則三号)

第一条 この法律は、この法律による改正するものについての経過措置は、政令で定めたものによる。

(新著作権法第百二十二条の二の規定)

この法律による改正するものについては、なお従前の例による。

る日 条第一項のただし書に改める部分に限る。) 及び第五章の改正規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定め

(複製物の使用についての経過措置)

2
施行日前に旧法第二百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用について、新法第一百二条第九項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第二百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。
(裁定による著作物の利用等についての経過措置)
第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二((二)の規定を著作権法第百三条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第六十七条第一項(著作権法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請をした者

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八百八号)の施行の日前である場合には、第一百三十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第一百三十三条第五項」とあるのは、「第一百三十三条第四項」とする。

第九条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八百八号。以下「整備法」という。)の施行の日前である場合には、第二条第一項の改正規定中「削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める」とあるのは、「削る」とする。

第三項の規定による改正後
第一項、第三百七十七条第三項、第三百七十七条の二本
文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従
い作成された三次的著作物の複製物又は旧法第三
三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規
定の適用を受けて作成された三次的著作物の複
製物の使用については、この法律による改正後
の著作権法（以下「新法」という。）第四十九
条の規定にかかるわらぎ、なお従前の例による。
この場合において、旧法第四十九条第一項第一
号中「を公衆に提示した」とあるのは、「の公衆
への提示（送信可能化を含む。以下この条における
いと同様）を行つた」と、同項第三号並びに
同条第二項第一号及び第二号中「を公衆に提示
した」とあるのは、「の公衆への提示を行つた」

第四条 新法第百四条の十一第一項の規定による指定、新法第百四条の十三第一項の規定による認可、同条第五項の規定による諮詢、新法第百四条の十四第一項の規定による届出及び新法第一百四条の十五第二項の規定による諮詢並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新法第五章第二節の規定の例により、附則第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行

2 前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第六条 この法律（附則第一号）
定については、当該規定の
に対する罰則の適用について
による。

案第二号に掲げる規

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則（平成三十一年七月六日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 プログラムの著作物に係る登録の登録料の徴収等に関する規定

中「第三十五条第一項」と
「同条中」「第三十一
項後段」とあるのは「
若しくは第三項後段、第三
る。

めるのは「第三十五条第一項若しくは（第三十一条第一項十五条第一項」とす

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

号に掲げる特定の施行の日
目」という。前においても
(第二号施行日の前日までの
第五条 施行日から第二号施行
における新法第四十七條の土

(以下「第一号施行」
行うことができる。
の間の読み替え)
行日の前日までの間
六第一項第一号及び

附則（平成三十一年六月一日法律第三十九号）抄

又はこれらの権利を目的とする質権（以下この条において「著作権等」という。）の移転について適用し、施行日前の著作権等の移転については、なお従前の例による。

認可、同条第五項の規定により、四条の十四第一項の規定による百四条の十五第二項の規定によればに關し必要な手續その他の五章第二節の規定の例によれば

による諮問、新法第二百二十九条による届出及び新法第二百三十一条による諮問並びにこの他の行為は、新法第二百三十二条の規定により、附則第一条第二項

る場合には、第二号施行日から整備法の施行の日の前日までの間ににおける著作権法第二条第一項第二十号の規定の適用については、同号中「有線放送（次号）」であるのは、「有線放送（次号及び第一百四条の十五第一項）」とする。

一項（著作権法第二百三条に
おける「権利者」の意味を含む）の裁定の申請をして
なお従前の例による。
(準備行為)

第一項の規定による
第二項の規定によら
れて準用する場合
した者については、

とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定中「利用する」とあるのは、一実行する」とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成三〇年七月一三日法律第七二号）抄

じ。）を、特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為（以下「特定侵

(「、第八十七条の二」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日